

## 市町スポーツ少年団強化事業経費証拠書類等一覧

- 1 補助対象経費の証拠書類（原則として領収書、請求書、納品書、見積書の**原本**）を添付するものとする。  
※業者の発行する領収書に内訳明細（金額の内訳、単価、個数、人数、年月日等）が記載されていない場合は、領収書作成者の発行する内訳明細が確認できる書類を添付すること。  
※コピー代金や、コンビニやスーパー等で物品を購入する場合には、レシートでも証拠書類として認めるが、内容の詳細が不明瞭なものは対象外経費とする。
- 2 証拠書類の宛名は必ず**市町スポーツ少年団本部**で統一すること。  
団体名が省略されたものや個人名、別団体で発行されたものは認めない。発注等の際には、団体名で発行するよう関係団体に事前通知すること。
- 3 諸謝金の領収書は、領収日、住所、受領者氏名を明記し捺印すること。捺印のないものは無効とする。
- 4 やむを得ない事情により証拠書類を添付できない場合は、事前に県スポ協と協議すること。